

## 環境部資源循環推進課契約業者等選定委員会要綱

### (趣 旨)

第1条 環境部契約業者等選定委員会要綱第10条の規定に基づき、資源循環推進課が施行する委託の契約業者の適正な選定を図るため、資源循環推進課に契約業者選定等委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

### (任 務)

第2条 委員会は、委託の発注に際し、競争入札に参加する者に必要な資格及び指名する業者の選定に関し、必要な事項を審査する。

2 前項の審査は、各担当を総括する主幹等の内申に基づいて行う。

### (組 織)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会 長 課 長  
副会長 副課長  
委 員 事業担当主幹

2 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

4 会長の職務を代理する副会長の順は、企画調整・一般廃棄物担当副課長を第1順位、資源循環工場・循環型社会推進担当副課長を第2順位とする。

### (召 集)

第4条 委員会は、必要があるときに会長が召集し、会長が委員会の審議の議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。

4 会長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

5 委員会を開催するいとまがない場合は、委員全員の回議により審議することができる。

### (関係職員の出席)

第5条 委員会は、審査の内容について必要があるときには、関係職員の出席を求め、その説明を聞くことができる。

### (決定)

第6条 第2条第1項に規定する事項は、委員会の審議に基づき、会長が決定する。

### (秘密の保持)

第7条 委員会の内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

### (議事録等)

第8条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、環境部資源循環推進課において情報提供（閲覧）を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

- 3 第2条第2項の内申資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。
- 4 第2条第2項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、資源循環推進課企画調整・一般廃棄物担当内に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

環境防災部資源循環工場整備室委託指名業者選定委員会要綱については、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年2月19日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年2月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

## 環境部資源循環推進課契約業者等選定委員会事務処理要領

### (趣旨)

第1 この要領は、環境部資源循環推進課契約業者等選定委員会要綱（以下「要綱」という。）に基づき、環境部資源循環推進課契約業者等選定委員会（以下「委員会」という。）事務を適正かつ円滑に処理するため、必要な事項を定める。

### (基準等)

第2 委員会で審査するものは、埼玉県財務規則により委託事業で執行予定額が100万円以上の課長決裁を要する執行何又は支出負担行為に該当する事案とする。

2 指名業者選定の基準は、別表のとおりとする。

### (内申等)

第3 競争入札に参加する者に必要な資格の内申については、委託を実施する事業担当主幹等が、競争入札参加資格内申書（様式1-1）、事業概要（様式1-2）、競争入札参加資格及びその理由（様式1-3）、競争入札参加見込業者一覧及びその他参考資料により行うものとする。

2 指名業者の内申については、委託を実施する事業担当主幹等が、指名業者内申書（以下「内申書」という。）（様式2-1）、事業概要（様式2-2）、内申理由書（様式2-3）及びその他の資料により行うものとする。ただし、特別の理由がある場合の内申に当たっては、その理由を記載した書面を内申書に添付するものとする。

3 内申書は機密扱いとし、委員会で配布した資料は委員会終了後回収する。

### (留意事項等)

第4 指名業者選定に当たっては、環境部契約業者等選定委員会事務処理要領第4の規定を準用する。

### (競争入札参加資格等選定通知)

第5 委員会において競争入札参加資格等が選定されたときは、会長は様式3により、その結果を当該担当へ通知するものとする。

### (契約台帳の整備)

第6 企画調整・一般廃棄物担当は、委託に係る契約台帳を備え、それぞれの業者に係る指名及び契約の状況を把握するものとする。

### 附 則

1 この要領は、平成12年4月1日から実施する。

2 随意契約により業者を選定する場合は、当分の間、第4の規定を準用することとする。

### 附 則

1 この要領は、平成15年4月1日から実施する。

2 随意契約により業者を選定する場合は、当分の間、第4の規定を準用することとする。

3 環境防災部資源循環工場整備室委託指名業者選定委員会事務処理要領については、廃止する。

### 附 則

この要領は、平成15年10月17日から実施する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年2月19日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

別表

環境部資源循環推進課契約業者等選定委員会における指名業者選定基準  
(平成15年4月1日)

1 委託関係

区 分	1,000万円以上	800万円以上 1,000万円未満	500万円以上 800万円未満	500万円未満
業者数	8社以上	7社以上	6社以上	5社以上

注 この基準は、一応の基準として定めたものであること。

## 競争入札参加資格内申書

平成 年 月 日

環境部資源循環推進課  
契約業者等選定委員会会長 様

担当主幹等 印

下記の競争入札に係る参加資格を別添のとおり内申します。

- 1 委託名
- 2 執行方法 一般競争入札
- 3 予定金額（予算額） 円
- 4 電子入札の採否 電子入札による ・ 電子入札によらない
- 5 日程案  
(記入例)

公告日	平成	年	月	日		
入札説明書の交付期間	平成	年	月	日	～	月 日
入札参加資格の確認申請期限	平成	年	月	日	時	
入札保証金免除申請期限	平成	年	月	日	時	
入札説明会	平成	年	月	日	時	
郵送による入札期限	平成	年	月	日		
入札	平成	年	月	日	時	
契約予定日	平成	年	月	日		

# 事業概要

事業名	
委託名	
委託場所	
設計金額	円
契約期間	契約確定の日から 年 月 日 まで
委託の概要	





環境部資源循環推進課  
 契約業者等選定委員会会長 様

担当主幹等 印

- 1 委託の施行箇所
- 2 委 託 名
- 3 予定金額(予算額) \_\_\_\_\_ 円
- 4 電子入札の採否                      電子入札による ・ 電子入札によらない

上記委託の指名業者を、下記のとおり内申いたします。

No.	格 付	商号又は名称	代表者 氏名	住 所	過去3年間の実績		
					指名 回数	契 約	
						件数	金額(千円)
		以上	社				

※「実績」欄は、上段(今年度 月 日現在)、中段(前年度)、下段(前々年度)を記入

# 事 業 概 要

事 業 名	
委 託 名	
委 託 場 所	
設 計 金 額	円
契 約 期 間	契約確定の日から                      年   月   日 まで
委 託 の 概 要	



平成 年 月 日

担当名 様

環境部資源循環推進課  
契約業者等選定委員会会長

競争入札参加資格（指名業者）の選定について（通知）

平成 年 月 日付けで内申のあった標記の件については、下記のとおりです。

記

- 1 委託事業名
- 2 当委員会の意見

# 環境部資源循環推進課契約業者等選定委員会に係る内申手続きについて

平成15年4月1日

- 1 開催日  
原則として、必要に応じて開催する。
- 2 提出書類  
開催予定日の前日までに、次の要領で内申書を提出すること。
  - (1) 正本1部及び副本（上部中央欄外に「写」と表示する。）6部
  - (2) 説明に必要な資料は、前記(1)に添付すること。
  - (3) 内申書等はA4に統一（規格外の書類は、折り畳むこと）し、左上をホチキス止めとすること。
  - (4) 内申書の日付は、委員会開催予定日とすること。
- 3 その他の留意点  
環境部契約業者等選定委員会に係る内申手続きについて準用する。